

平成 22 年 6 月 11 日
千代田区教育委員会

千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「附則第 9 条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

2 教科書の採択について

(1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

(2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。